

景観形成に関する方針と協定内容との整合について(法81条2項2号関係)

景観協定の内容及び関係法令について		認可の適否	
関係法令	景観協定の内容	審査内容(要件)等	判定
第81条 景観協定の締結等			
第2項 景観協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする			
第1号 景観協定の目的となる土地の区域	第5条 図1に示す景観協定区域	換地図及び売買契約書により境界が明確に定められている	○
第2号 良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの			
イ 建築物の形態意匠に関する基準	第8条 建築物の階数に関する基準	まちを育てる行動指針(岸和田市丘陵土地区画整理組合)より引用	○
	第9条 建築物の軒の高さに関する基準	まちを育てる行動指針(岸和田市丘陵土地区画整理組合)より引用	○
ロ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準	第7条 建築物の高さに関する基準	高度地区第1種(10m以下)により規制	○
	第10条 敷地(面積)に関する基準	岸和田丘陵地区地区計画により規制	○
	第11条 位置(外壁の後退距離)に関する基準	岸和田丘陵地区地区計画により規制	○
	第12条 建築物の色彩に関する基準	岸和田市色彩景観誘導マニュアル(カラーフレームC)より引用	○
	第13条 附属建築物及び建築設備等に関する基準	まちを育てる行動指針(岸和田市丘陵土地区画整理組合)より引用	○
ハ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準	第14条 塀に関する基準	岸和田丘陵地区地区計画により規制、まちを育てる行動指針(岸和田市丘陵土地区画整理組合)より引用	○
	第15条 屋外アンテナに関する基準	区域内の無電柱化によりケーブル等による通信が可能となるため規制するもの	○
	第16条 太陽光発電パネル等に関する基準	独自に規制するもの	○
	第17条 常夜灯について	独自に規制するもの	○
	第18条 自動販売機について	独自に規制するもの	○
ニ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項	第19条 緑化に関する基準	岸和田丘陵地区地区計画により規制、まちを育てる行動指針(岸和田市丘陵土地区画整理組合)より引用	○
ホ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準	第20条 屋外広告物の表示等に関する基準	岸和田丘陵地区地区計画により規制、まちを育てる行動指針(岸和田市丘陵土地区画整理組合)より引用	○
ヘ 農用地の保全又は利用に関する事項	規定なし	規定なし	—
ト その他良好な景観の形成に関する事項	第21条 その他良好な景観形成に必要な基準	まちを育てる行動指針(岸和田市丘陵土地区画整理組合)より引用	○
第3号 景観協定の有効期間	第27条 有効期間	有効期間は15年と規定されている	○
第4号 景観協定に違反した場合の措置	第28条 違反者に対する措置	不当に重い負担を課すものとはいえない	○
	第29条 裁判所への提訴	不当に重い負担を課すものとはいえない	○